

#### 4 助成対象経費

助成事業の実施に直接必要な経費として下記に掲げるものとし、助成金交付決定以降に、発注、購入、契約等を行い、助成事業実施期間中に支払いが完了し、かつ証拠書類によって明確に識別できるものとします。

なお、人件費、借入れに伴う支払利息、公租公課、不動産購入費、官公署に支払う手数料等、飲食・接待費、税務申告・決算書等作成のための税理士等に支払う費用、その他公的資金の使途として社会通念上、不適切と認められる費用は対象外とします。

(1) 「3 助成対象事業」の(1)の①の取組みに関する助成対象経費は、次のとおりとします。

委託費	・ 調査等委託費
謝金	・ 講師等外部専門家・協力者等謝金
旅費	・ 講師等外部専門家・協力者等旅費 ・ 従事者旅費
事業費	・ 研修費 ・ 会場費 ・ 印刷製本費 ・ 資料購入費 ・ 通信運搬費 ・ 通訳料、筆耕翻訳料 ・ 借損料（事務機器等のレンタル料、リース料） ・ 上記に掲げるもののほか、理事長が特に必要と認めるもの

(2) 「3 助成対象事業」の(1)の②の取組みに関する助成対象経費は、次のとおりとします。

試作品製作費 * 試作品の開発や実験等に 必要なものに 限る	・ 原材料費（仕入れと見なされるものは除く） ・ 機械装置または工具器具等購入費（汎用性が高く、使用目的が特定されないものを除く） ・ 借損料（機械装置のレンタル料、リース料） ・ 設備の製造・改良・加工料 ・ 通信運搬費（試作品製作費にかかる送料）
委託費	・ デザイン、技術コンサルタント、設計、外注加工、実験・分析、試作品の開発等を委託する委託費
謝金	・ 講師等外部専門家・協力者等謝金
旅費	・ 講師等外部専門家・協力者等旅費、従事者旅費
事業費	・ 研修費 ・ 会場費（展示会出展料、什器備品などの借上料） ・ 印刷製本費 ・ 資料購入費 ・ 通信運搬費 ・ 通訳料、筆耕翻訳料 ・ 借損料（事務機器等のレンタル料、リース料） ・ ホームページ作成費（研究開発・試作品開発にかかるもの） ・ 上記に掲げるもののほか、理事長が特に必要と認めるもの

(3) 「3 助成対象事業」の(2)の取組みに関する助成対象経費は、次のとおりとします。

委託費	・ マーケティング調査や広報に係る委託費
謝金	・ 講師等外部専門家・協力者等謝金
旅費	・ 講師等外部専門家・協力者等旅費 ・ 従事者旅費
事業費	・ 会場費（展示会出展料、什器備品などの借上料） ・ 印刷製本費 ・ 資料購入費 ・ 通信運搬費 ・ 通訳料、筆耕翻訳料 ・ 借損料（事務機器等のレンタル料、リース料） ・ 広告宣伝費 ・ ホームページ作成費 ・ 上記に掲げるもののほか、理事長が特に必要と認めるもの

(4) 「3 助成対象事業」の(3)の支援事業に関する助成対象経費は、次のとおりとします。

委託費	・ 調査等委託費
謝金	・ 講師等外部専門家・協力者等謝金
旅費	・ 講師等外部専門家・協力者等旅費 ・ 従事者旅費
事業費	・ 会場費 ・ 印刷製本費 ・ 資料購入費 ・ 通信運搬費 ・ 通訳料、筆耕翻訳料 ・ 借損料（事務機器等のレンタル料、リース料） ・ ホームページ等作成費 ・ 広告宣伝費 ・ 上記に掲げるもののほか、理事長が特に必要と認めるもの

#### (4) 留意事項

- ① 上記(2)の試作品製作費で取得することができる原材料や機械装置または工具器具等は、研究開発や試作開発に必要なものに限定し、生産ラインや販売用として使用することはできません。
- ② 委託費は、助成事業の大部分や技術開発等の中核をなす部分を外注することは認められません。
- ③ 謝金について、特許出願等の相談・指導にかかる弁理士など外部専門家に対する経費は謝礼までとし、出願手数料、審査請求料、登録料等は対象となりません。
- ④ 上記(4)のパンフレット・ホームページ等作成費、広告宣伝費は、地域ブランド等を広報宣伝するものであって、新商品等の広告、宣伝等などは対象となりません。